

サンモリユ下條 だより

休暇村周辺の運動広場

ふれ愛パーク(テニスコート)

休暇村近くには全天候型のテニスコートがあり、用具は無料で貸し出しています。また、インドアスポーツセンターもあり、屋内でありながら地面が土で、用具を持ち込んで、バレー、ゲートボールなどが楽しめます。



リフレッシュパーク

パターゴルフ(有料)、110mの滑り台などがそろっています。パターゴルフは、休暇村宿泊者に対する割引もあります。詳しくはお客様センターへお問い合わせください。



シルバープラン

- 時** 9月1日(出)～30日(日)
- 内** 宿泊料金から500円を割引きます。
- 対** 市内在住、在勤または在学の人で、期間中に宿泊する65歳以上の人



イベントカレンダー

魚つかみ取り大会

- 時** 7月21日～8月30日の火・木・土曜日の朝
※前日の宿泊が必要です。
- 内** 小川で川魚のつかみ取りが楽しめます。

親子花火大会

- 時** 7月22日～8月26日の日曜日の夜
- 内** お子様向けの花火大会です。

ペルセウス座流星群観察会

- 時** 8月12日(日) 21時
- 内** ペルセウス座流星群の極大日です。屋上で流星の観察会と星空の説明会があります。



▲休暇村の星空をご覧ください。

予約は利用日の
3か月前の1日から

予約・問合せ お客様センター
☎0120-933-365(9時～17時・通話料無料)

HP

知っ得! ねんきん豆知識

日本に住んでいる20歳から60歳までの人は、全員が国民年金に加入します。加入の種類により、手続きや保険料の納め方が違います。

問 国保年金課 (☎62-1011)

あなたの加入する年金制度は？ 手続きが必要な場合があります！

第1号被保険者になるときは、国保年金課で手続きが必要です。

- 退職したとき(本人・被扶養配偶者)
- 第3号被保険者が離婚や収入増で配偶者の扶養からはずれたとき
- 第3号被保険者が失業手当をもらい始めたとき など

第1号被保険者

- 対** 20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など
- 国保年金課で手続きします。

第1号被保険者は
保険料を納めます。
30年度は
月額16,340円です。



第2号被保険者

- 対** 厚生年金に加入している会社員・公務員など
- 勤務先で手続きを行います。
- 保険料は給料から引かれます。

第3号被保険者

- 対** 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
- 配偶者の勤務先を通じて手続きします。
- 保険料は配偶者の加入している年金制度が負担します。

市役所経由

事業主経由

事業主経由

市役所経由

事業主経由